

別表(第6条関係)

項 目	条 文	
水素イオン濃度 (pH)	下水道法施行令 (以下令という。) 第6条第1項関係	
生物化学的酸素要求量		
浮遊物質		
大腸菌群数		
化学的酸素要求量	令第6条第3項 (水質汚濁防止法第3条第3項 (上乘せ基準) 関係 ただし、化学的酸素要求量については、現在適用されていない。	
ノルマルヘキサン抽出物質含有量		
銧物油類 動植物油脂類		
フェノール類含有量	令第6条第3項 (水質汚濁防止法第3条第1項 (排水基準) 関係	
銅含有量		
亜鉛含有量		
溶解性鉄含有量		
溶解性マンガン含有量		
クロム含有量		
窒素		
燐	令第9条第4項 (水質汚濁防止法第3条第3項 (上乘せ基準) 関係	
カドミウム及びその化合物		
シアン化合物		
有機リン化合物 (パラチオン、メチルパラチオン メチルジメトン及びE P Nに限る。)		
鉛及びその化合物		
6価クロム化合物		
砒素及びその化合物		
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物		
アルキル水銀化合物		
ポリ塩化ビフェニル		
トリクロロエチレン		
テトラクロロエチレン		
ジクロロメタン		
四塩化炭素		
1・2-ジクロロエタン		
1・1-ジクロロエチレン		
シス-1・2-ジクロロエチレン		
1・1・1-トリクロロエタン		
1・1・2-トリクロロエタン		
1・3-ジクロロプロペン		
チウラム		
シマジン		
チオベンカルブ		
ベンゼン		
セレン及びその化合物		
ほう素及びその化合物		
ふっ素及びその化合物		
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物 及び硝酸化合物		
色又は臭気		令第6条第3項 (大阪府生活環境の保全等に関する条例に おける横出し項目) 関係
ダイオキシン類		令第6条第4項 (ダイオキシン類対策特別措置法) 関係

※ ダイオキシン類については、その下水処理場がダイオキシン類特別措置法の水質基準対象施設の有する場合及びその処理区域内にダイオキシン類特別措置法の水質基準対象施設の有する事業場の存在する下水処理場のみに適用される。